

6月の1ヶ月間を強化月間と定め、自動車ユーザーへの啓発、不正改造車、迷惑黒煙車を排除する運動を実施しています。

「不正改造車の排除運動」
「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施

- ② 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け
- ③ タイヤ、ホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し
- ④ 基準外ウイングの取り付け
- ⑤ マフラーの切断・取り外し及び基準不適合マフラーの装着等

の不正改造を施された車両が存在し、他人に迷惑をかけることもに安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

沖縄総合事務局運輸部では、これら不正改造車を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、

期間中、ポスターの掲示、チラシの配布を行うほか、警察、自動車検査独立行政法人及び自動車関係団体等の協力を得ながら街頭検査を実施し、不正改造車、迷惑黒煙車の排除に努めています。

国土交通省／自動車検査独立行政法人 www.tenken-seibi.com